

厚生労働省告示第二百四十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イの(6)中「介護福祉士」の下に「、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）」を加え、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。）」を加える。

第八号中「第14の13の注」を「第13の13の注2」に、「第15の11の注」を「第14の11の注」に、「第16の12の注」を「第15の12の注」に改め、同号イ中「就労移行支援事業又は」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同号八の(1)を削り、同八の(2)中「第15」を「第14」に改め、同(2)を同八の(1)とし、同八の(3)中「第15」を「第14」に改め、同(3)を同八の(2)とし、同八の(4)中「第16」を「第15」に改め、同(4)を同八の(3)とし、同八の(5)中「第16」を「第15」に改め、同(5)を同八の(4)とし、同号を第三十六号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第七号中「第9」を「第8」に、「第8」に、「十五点」を「八点」に改め、同号を第二十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表第13の13の注1の厚生労働大臣が定める基準

イ 移行準備支援体制加算()
算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であること。

ロ 移行準備支援体制加算()
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)ごとに実施すること。

(2) 移行準備支援体制加算()の算定対象となる利用者が、利用定員の百分の七十以下であること。

(3) 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費()については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第六号イの(6)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等^{かくたん}を必要とする者」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十三 介護給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十四 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十八 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十一 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十二 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十三 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第五号を第十一号とする。

第四号イの(6)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同イの(7)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(9)中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等かくたんを必要とする者」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 介護給付費等単位数表第3の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第三号を第七号とする。

第二号イの(7)中「介護福祉士、」の下に「実務者研修修了者、」を加え、同イの(8)中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者、」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの(10)中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等かくたんを必要とする者」を加え、同号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

六 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第一号の次に次の二号を加える。

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及

び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金

に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(イ)の(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(イ)の(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措

置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。